

体育科における音楽教育（その1）

——その現状と在り方——

菊 本 哲 也

I 研究目的

体育実技の内、体操、舞踊等において、音楽は重要な意義を持ち、全体的演技のみならず、基本的リズムの把握のためにも、体育科においては何等かの音楽教育が必要である。床運動、ダンス等の構成においては、音楽的構成も考慮されなければならない。楽式論、アナリーゼ等を忘れてはならない。近年、舞踊の体育的価値等の論議も耳にすることが多く、それらに伴う舞踊音楽の研究および教育は、芸術的、実用的とにかかわらず、体育科においては、ますます必要性が大きくなっていると思われる。そこで、国内体育科音楽教育の現状考察を行い、加えて、その再検討を試みてみた。

II 全国体育科音楽科目調査

これは、大学 11 校、短期大学 8 校および国立大学教育学部特殊教科高校体育コースの計 25 校を対照として調査した結果である。

第1表 全国体育科における音楽科目表（ ）内はその分野を含む（昭和40年度現在）

学校名	音楽科目	学校名	音楽科目
大阪体育大	音楽(声)	県立長崎短	音楽、音理、ピアノ、声楽
国士館大	音楽	九州女子短	音理(声)、ピアノ
順天堂大	ナシ	東京女子体育短	音理、ピアノ、声楽
天理大	音楽(声)、ピアノ	日本体育女子短	音楽、ピアノ、声楽
中京大	音楽(声)	日本女子体育短	音楽、ピアノ、声楽
中京女子大	音楽、ピアノ、音楽	三島学園女子短	音楽、ピアノ
東京教育大	舞踊伴奏法	武庫川女子短	ピアノ
東京女子体育大	音理、ピアノ、声楽	鹿児島大	楽式論、ピアノ
日本体育大	音楽、ピアノ、声楽	金沢大	伴奏法
日本女子体育大	音理、ピアノ、声楽	京都学芸大	伴奏法
(以上、体育学部長)		高知大	ナシ
日本大	ナシ	広島大	音楽
県立岡山短	音楽、ピアノ	福島大	ピアノ(伴奏法)

- 備考1 ピアノは、器楽となっている学校が多いが、そのほとんど全部が、ピアノ以外の楽器を用いていないので、表ではピアノとして統一した。
- 2 □の学校は、資料未回収のため、内容等、不鮮明である。
- 3 九州女子短大の音理は、その内容からみて、音楽として扱うことにする。
- 4 伴奏法は、ピアノ練習が中心となっているので、ピアノに含めることにする。(Ⅲの現状考察において)

表によると、全く音楽科目の無い学校が、3校あるが、順天堂大学では、男子学生が多いためと思われ、高知大学では、新設間もないためとのこと。また日本大学は不明である。この3校を除いて、各校共何らかの音楽科目がとりいれられているが、その教科内容は、多くの場合、一般的な音楽教育のみであり、体育学生のための特別な教育方法は、いまだ行われていないようである。

III 科目別の現状考察

(1) 一般音楽……(12校)

音楽科目の内、最も多くの学生が受講できる科目であるが、受講方法は2種類に分けられる。

イ)……一般教養科目の一つとして、他学部の学生と同時に受講する場合。

ロ)……体育科だけの学生が受講する場合。

イ)は、どうしても一般音楽としての内容にとどまることは、やむを得ない。ロ)は講師により、体育学生のための内容が講義されている。「講師により」と述べたのは、体育科として、何らかの特別な内容を考慮してない場合もあるからである。体育科の設置基準には音楽科目がないので、総合大学においては、いきおい他学部との合同講座となることはやむをえないとしても、体育科のみの場合は、後に述べるような特別な講義内容が望ましい。(実数不明ながら、ロ)の方が多)

また別の分け方をすると、次のようになる。

ハ)……声楽を含む場合。……(6校)

ニ)……声楽を含まない場合。(6校)

ハ)は、「高校音楽」といった教科書を用いることが多く、ややもすると、高等学校程度の総合音楽教育のやりなおしとなっている。そして、この科目の他には、音楽科目を持たぬ場合が多い。それでも、時間数、講師、費用等の面でむづかしいことを思えば、この科目のあることを、むしろよろこぶべきであろう。声楽は後に述べるごとく、特に体育に必要でないため、この科目に含めてあるのかも知れない。

ところで、この「一般音楽」は、むしろなくても良いのではないかと思われる。可能なかぎり、次に述べる音楽理論、器楽、それに舞踊音楽論等の科目にわけて行いたいものである。「一応、音楽科目を」といった、その場かぎりの考え方のために、あまり役にたたぬ総合科目をおいても、学生にとって、単位数の一つにしかならないのではなかろうか。もっとも、皆、低い水準の内容というわけではないが、広く浅い音楽教育は、一考の余地があるように思える。

講師の立場にも、純粹音楽的と、体育学生のための音楽、いわゆる広義の体育音楽的との二つが考えられる。しかし、体育科においては、一般音楽概論も必要なことであるが、後者の立場でありたいと思う。

(2) 音楽理論……(7校)

この科目は、1)の一般音楽に含めて講義されることが多く、単独の講座は少ない。また、楽典を中心としている場合が多いが、楽典とは、記譜法に関する諸約束であり、音楽理論に先行して学ぶべきものである。これは、中学、高等学校にて終了しているはずであり、ここで中心をなしていることは、学生の音楽知識の低さのためのみであろうか。ある

いは、各々の区別がつけにくいいため、理論的なものをすべて「音楽理論」と解釈しているのかも知れない。念のため音楽理論の内容を調べてみることにする。

ソルフェージュ	リズム論
和声学	楽句論
対位法	音響学
楽式論	音程論
管絃楽法	音階論
旋律法	等

となっている。（音楽辞典による）

つまり、作曲法全般と考えて良い。なかでも、伴奏法、舞踊音楽の研究に欠かすことのできないのは、ソルフェージュ、和声学、楽式論、リズム論、楽句論等であろう。しかし、これ等が十分に講義されることなく、単なる、ピアノ練習や声楽を楽しむことが多いのは、音楽理論すなわち楽典で良いとする考え方が支配しているためではなからうか。

この科目が、一般音楽や器楽と同じくらいに、いやそれ以上に講義されることを望んでやまない。

なお、音楽理論とは別になるが、音楽学の分野における、音楽心理学、音楽史等も、体育学生のために重要であることをつけくわえておく。

(3) 器楽……(18校)

科目表では、ピアノと書いたが、ここでは、本来の意義を考えるため器楽とした。また、伴奏法も、結局はピアノで行なわれていることが多いので、ここに含めておく。

先に 1) の一般音楽の項で「最も多くの学生が受講できる……」と述べたが、その 12校より器楽の方が多いたのは誤りと思われるかも知れない。しかし、器楽の場合、学校数は多くても、ほとんどが女子学生に限られているので、学生数では、やはり一般音楽の方が、多いのである。

さて、器楽とは、楽器による音楽であり、声楽に対する言葉であることは言うまでもない。すなわち、全ての楽器を含んでおり、ピアノに限る必要はないのである。ピアノ以外の楽器を練習してないならば、むしろ「ピアノ」とした方が、はっきりしている。おそらく、伴奏楽器として各種打楽器等をも含むはずのものが、何かの理由により、いつのまにかピアノだけとなり、科目名はそのまま器楽として残ったのであろう。ピアノは、楽器の中でも、万能と言われているが、グランドに持ち出すことも不可能に近いし、体育館にも常備されてない場合もあることを考えると、かつての器楽にもどして、打楽器等を、ピアノと併行して練習するべきである。現に、多くの体育指導者は、特殊なタイコを、ドン、ドドン！ と適当に打ち鳴らしている。動きのリズムと音のリズムの把握が各人各様であるため、「適当」に鳴らしているのであろう。この場合も、器楽として正しい奏法を、そして音楽理論による正しい音楽的リズムの把握を再検討しなければなるまい。

ところで、かりに器楽すなわちピアノであったとしても、その内容は、どのようなものであろうか。

体育科においては、芸術的、音楽的にピアノを演奏することも大切であるが、それ以上に、身近な問題として、体操および舞踊伴奏の出来ることが必要である。動きのリズムやリズムパターンの表現は、音楽的なそれと異なるものを要求する場合もあり、何よりも、リ

ズムやフレーズを正しく理解し、演奏できることが大切であろう。第1表の科目表に示されるごとく、国立大学では、「ピアノ」でなく、「伴奏法」となっていることは、注目すべきである。限られた時間内で、より効果をあげるためには、伴奏法のためのピアノ練習であって良いのではなかろうか。

言うまでもなく、音楽的ピアノ練習も別個に存在することが望ましいが、とにかく、ベートーベンを立派に再現できても、次々と変化する動きの伴奏ができなくては、体育者のピアノとしては、不適當であろう。

(即興演奏について)

体育科における伴奏法では、即興演奏が重要な位置をしめているので、特にとりあげてみた。

即興演奏とは、楽譜の準備など、事前の用意なしに、感興のおもむくまま練想を行いつつ、即席に作曲しながら演奏することである。しかし、必ずしも、「即席に作曲しながら」つまり、創作しながらでない場合もある。むしろ、その方が多いかもしれない。

イ)……装飾演奏を中心とした場合。(対位旋律の即興や変奏を含む)

ロ)……イ)を含まない創作的即興演奏。

音楽史的にみても、はっきり区別できないけれども、ほぼ次のようである。

○音楽と舞踊とが、同時に行なわれていた古代。……ロ)

○中世の単旋律聖歌でアレリヤ、メリスマの装飾唱や、フォーブルドンの伴奏声の旋律即興等。……イ)

○17世紀からの、通奏低音奏法。……イ)

○17, 8世紀のイタリア歌劇のアリアで、同一旋律をくりかえすときの習慣としての装飾的即興唱法。……イ)

○ベートーベンの時代までの器楽協奏曲におけるカデンツァ。……ロ)

○16, 7, 8世紀、教会でミサの合間に、パイプオルガンによる「ソナタ」の演奏。……ロ)

○「ソナタ」から、あるテーマに基き、フーガ的、変奏的に即興する「自由ファンタジー」への発展。……ロ)

註1 ここに述べた「ソナタ」は、ハイドンにより確立された、現在の「ソナタ」とは異なる。

註2 自由ファンタジー。厳格な形式によらず、自由な形式による楽曲。たとえば、バッハのコーラル前奏曲等。チェンバロ、ピアノにおいては、D. スカルラッティ、モーツァルト、特にベートーベン、そして、リスト等は、この分野における名手であった。

しかし、即興演奏の傾向は、19世紀半ばにはすたれ、現在では、ジャズやスイング音楽に、この姿をみることができる。

この種の演奏には、楽器の奏法的テクニックの他に、作曲法的テクニックが必要であり、したがって音楽理論の項で述べたごとく、より高度な理論の修得が大切なのである。

タイコ等では、一般にこの即興演奏による伴奏が行われており、むしろ「タイコ舞曲」といった、既製楽曲は、ほとんどあるまい。逆にピアノの場合は、前記のように、より複雑、高度な技術を必要とするため、ほとんど既製楽曲が用いられているようである。

現実には、始めてピアノにふれる学生も多く、結局、バイエル等、初歩のメトードのみで講座が終っていることも、まれではない。

ある体育科では、「伴奏法」となっているが、「必修の半年ないし一年間は、バイエルの練習で終り、後、選択すればともかく、それきりピアノからはなれてしまっているのも、

伴奏法実践の困難を物語っている。けれども音楽実技の内でも、直接体育に関連性を持つ、この伴奏法は、何らかの方法で修得されなければならない。

(4) 声楽……(8校)

単独科目をおく学校が、器楽にくらべて少いのは、声楽家養生的指導法の場合が多く、また、民舞等の一部を除いて、声のみによる伴奏が少いこと、つまり、ソルフェージュを除いて直接体育に関連性が薄いためであろう。

ソルフェージュ、すなわち「階各を用いて、聴覚、音程、リズム、拍子の訓練を行うこと」により、正確な動きを把握し、それに合った伴奏を行うことができるようになるであろう。このことは、イタリア歌曲の一つを、発音、発声、……と、何週間もかけてマスターするより、重要な意義を持つと思われる。

器楽と異り、ほとんどの学校では、多人数でのレッスンであり、やむなく、コールユーブンゲンや斉唱し、コーラスをして時間をうめている。個人的レッスンの出来るのは、試験の時だけ、といった変則的な教育方法となっているのは残念なことと思う。

歌うことは、だれもがある程度可能であり、学生にとっては、本来の練習としてより、楽しむため、あるいは、単位数のために受講している場合が多いのは、一般音楽と同様である。

ソルフェージュを除いて、この分野は、体育学生のために、特に必要とは思えない。

歌曲、合唱曲等、声楽曲そのものを理解するためと言えば、他のあらゆる科目と同様に、選択できることが望ましいのは、言うまでもない。

以上、極論となったかもしれないが、一般音楽、音楽理論、器楽、声楽と考察を試みた。まとめると次のようになっている。

- 一般音楽……音楽通論、音楽概論
- 音楽理論……楽典中心が多い
- 器 楽……ピアノ初歩練習
- 声 楽……声楽科的要素が強い

22校において、一応音楽科目をおきながらも、体育科としての特別教科ではなく、音楽学校のまねごと、それも、あまりに、ピアノ科的、声楽科的、あるいは、教員科的である。むしろ、作曲科的であるべきではないか、と思われる。作曲法全般、そして、作曲家としての基礎知識や技術こそ、体育者に必要ではなかろうか。

IV 体育科における音楽教育の在り方

より体育科に適した音楽科目及び講義内容は、いかにあるべきか。現状考察の結果から、ここに一例として科目表を作ってみた。

この表は一例にすぎず、よりすぐれた科目表も作れるであろう。また現在の体育科においては、このように多くの時間を音楽科目のためにさくことは、無理かも知れない。しかしぜひ必要なことは、次の解説でも理解できるとと思われる。

(1) 器楽……(ピアノ)

本来の器楽として、打楽器等のリズム楽器も、できるだけ練習できる機会を与えたい。しかし、いずれピアノ中心になると思われるので、ここでは、ピアノについて述べることにする。

第2表 音楽科目表の一例 (必)…必修 (選)…選択

学年	1	2	3	4
1	器 楽 (必)	器 楽 (必)	器 楽 (選)	器 楽 (選)
2	ソルフェージュ (必)	ソルフェージュ (必)	声 楽 (選)	声 楽 (選)
3	作 曲 法 (必)	作 曲 法 (必)	作 曲 法 (選)	作 曲 法 (選)
4			伴 奏 法 (必)	伴 奏 法 (必)
5			舞 踊 音 楽 論 (必)	舞 踊 音 楽 論 (必)

必修の二年間でバイエル程度は終了し、その上に、やや高度なテクニックまで到達できるであろう。伴奏法へ移行するためにも、この程度のテクニックが、最低限必要であり、可能ならば、体育科にピアノの練習があることを、あらかじめ明示し、高等学校時代に、多少の練習をしておくような系統だった、教育が望ましい。

教材については、より表現的、実用的な、ブルグミュラー等の方が、ソナチネより効果があると思われる。

3, 4 年次では、伴奏法に重心を移すのでピアノは選択とした。より高度なテクニックを修めたい学生のためにも残しておきたい。

(2) ソルフェージュと声楽

器楽と同じく、二年間必修とした。ここで、階名唱法、音名唱法等により、基礎的な読譜力やリズム感覚を修めたい。そしてなお、声楽へ進む学生のために、3, 4 年次は、声楽を選択としておいた。

(3) 作曲法

あらかじめ述べておきたいことがある。現状考察の音楽理論の項において、音楽理論の重要なことをうたいながら、この科目表に欠けているのは、作曲法と同義的内容であるため、講義としてより、実技として扱いたく、作曲法に含めたのである。一般に、作曲法は和声学、対位法、楽式論及び管絃楽法とで構政されており、この他の重要な音楽理論は、「舞踊音楽論」に含めることにした。

教科内容

- 和声学、対位法、楽式論の演習
- キーボード、ハーモニー
- アナリーゼ
- 等。

より高度な作曲法を望む学生のため、二年間の必修の他、3, 4 年次に選択として残した。

以上の器楽、ソルフェージュ、作曲法を、基礎的音楽科目とし、これ等の発展、応用として、3, 4 年次に、実技の「伴奏法」と、講義の「舞踊音楽論」をおくことにした。もちろん必修である。この二つが、いわば体育学生のための特別教科と考えたのである。

(4) 伴奏法

「舞踊伴奏法」としてないが、舞踊の体育における位置等論議も多く、そのような摩擦

は、ここではさげたく、広く動きの伴奏法と解釈しておきたい。また歌曲や器楽の伴奏ともまちがいがしやすいかもしれないが、ある意味では、同じことでもあろう。動きと音との比較研究は別の機会に行うことにする。

1, 2 年次にて修めた基礎練習を、ここで実際に動きの伴奏として試みるのである。

教科内容

- 即興伴奏（装飾的即興及び変奏を含む）
- ジャズコードネームによる演奏
- 既製舞曲等の動きに合った演奏

ジャズコードネームによる演奏は、即興演奏の一種であるが、ジャズ風演奏そのものも要求されることがあろうし、一応わけておいた。前に動きと音との比較研究は別の機会に行うと述べたが、「私の研究は……」であり、当然、ここで、問題となるであろう。いや、基本的な動きのリズムと音のリズムの比較研究こそ、伴奏法を学ぶ上に、中心となるテーマかもしれない。リズムの正しい把握なしに、伴奏することは不可能であるから。そのためにも、次の舞踊音楽論の講座を設けてある。

ピアノ以外の打楽器等による伴奏も必ず試みることにする。

(5) 舞踊音楽論

伴奏法において「舞踊」の語句使用をさげ、ここではそれを用いたことは矛盾しているようであるが、動きのための音楽は、多くが民族音楽あるいはポピュラー音楽であり、芸術舞踊の音楽をも含めるために、広義の「舞踊音楽論」として、この語句を使用した。

教科内容

- 舞踊音楽史（民舞，芸術舞踊等）およびそのアナリゼ
- 流行ダンスの研究
- 動きと音のリズム論

流行ダンスの研究は、社会性を欠いた講義とならぬためにも一応おいてみた。

一方、講義を中心とした科目は、これしかないし、全く無関係ではないと思われるので、音楽学の分野から「音楽心理学」を含めたいと思う。音楽という刺激による身体反応等は、この科目として興味深いものがある。

このように幅広い科目であり、学問的総合音楽研究の場としたい。

V 体育科設置基準に音楽科目を

体育科には、いくつかの音楽科目が重要であることは、すでに述べたが、十分な教育の出来ない原因として、設置基準にないことも大きな障害となっているようである。次に述べる三つの要因からも、当然音楽教育は設置基準に含まれるべきではないかと思われる。

- 1) 音楽は人間形成の上において、全体的教育の出発点である。(プラトン)
- 2) 運動も音楽も、共に時間的進行秩序である「リズム」が、主要成因である。
- 3) 舞踊、体操等において、現実音楽と直結している。

1) は一般論であり、すでに多くの書籍や論文で、専門学者の主張をみることができるので、説明は省略する。

2, 3) は、体育科としての要因である。これらの二つの要因は、特に体育科における音楽教育の必要性と、その在り方を示している。(III, IV, の項で述べたとおりである)

この三つの要因と、第1表のごとく、体育科 25 校のうち、22 校までが、必要性を認めてこそ、音楽科目をおいていることを考え合せると、体育科に音楽科目は不要とする、現在大学設置基準は、このままで良いのであろうか。

2, 3) の要因からしても、せめて、体育学生のための音楽科目だけは、ぜひ設置基準に含めてもらいたいものである。

Music Education in the Department of Physical Education

— the Present Situation and a Proposal —

Tetsuya KIKUMOTO

The purpose of this paper is to considerate the present situation of music education in the department of physical education in Japan, and further to propose a program for improvement.

After the consideration of the present situation of music education a new curriculum is proposed. The curriculum is consist of instrumental music, solfeggio and vocal music, composition, accompaniment, dance music and the last two are to be special subjects for the department of physical education.

Finally a proposal is given that music education should be compulsory to the department of physical education.